

西之表市監査委員公表第 27 号

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査〔財産監理（庁外備品管理）の状況〕を実施したので、同条第 9 条の規定により監査の結果に関する報告を別紙のとおり公表する。

令和 4 年 11 月 2 日

西之表市監査委員 廣瀬 正和
西之表市監査委員 鮫島 市憲

定期監査〔庁外備品監査〕の結果に関する報告書

1 監査日程 令和4年10月25日（火）・26日（水）・27日（木）

月 日	監 査 対 象
10月25日（火） 9：00～16：00	経済観光課〔・インフォメーションセンター・ワーケーション施設・特産品開発センター・浦田海水浴場・能野海水浴場・開発総合センター・旧榕城中〕 社会教育課〔・テニスコート・天倫館・市営グラウンド・市営プール・開発総合センター・旧榕城中（文化財）〕 地域支援課〔短期滞在型住宅・現和物産館・下西校区公民館・立山公民館・旧立山小〕 教育委員会総務課〔国上小教員住宅・旧立山小・桜が丘駐車場〕 選挙管理委員会〔旧榕城中〕 建設課〔立山漁港〕
10月26日（水） 9：00～16：00	農林水産課〔卸売市場・農業振興公社・営農拠点施設・牧場・西京ダム〕 財産監理課〔市民体育館〕 建設課〔わかさ公園・フラワーセンター〕 社会教育課〔美浜グラウンド・あっぱ〜らんど・安納球場・青少年ホーム・城之浜公園・図書館・市民体育館〕 福祉事務所〔榕城児童クラブ・子育て支援センター・古田っ子クラブ・風本児童クラブ〕 経済観光課〔安納活性化センター〕
10月27日（木） 9：00～16：00	経済観光課〔市民会館〕 社会教育課〔市民会館〕 総務課〔市民会館・消防署・消防各分団他〕 地域支援課〔市民会館〕 健康保険課〔保健センター〕 地域支援課〔旧鴻之峯小・各校区公民館・伊関ふれあい交流館〕

2 監査の手續

備品の監査にあたっては、西之表市物品会計規則第7条第1項に定められた備品について、あらかじめ資料の提出を求め、備品の管理状況等、関係職員の説明を聴取し、備品は良好な状態で供用し得るよう管理されているかなど、通常実施すべき監査手續きを実施した。

3 監査の結果

監査に付された各施設等の庁外備品の管理については、所管課指導のもと台帳の整理も含め、年々改善されてきており、概ね適正に管理されていると認めた。

しかし、本年度監査において各施設備品の管理状況や備品の総数についての事前

確認等、受検体制も含め、改善を要する事項が見受けられたため、本年度指摘として次に示すこととする。

○車両については、車両ナンバーを記載すること。

○ノートパソコンや草払機等の機器・機械類については、メーカー名を記載すること。

○庁内・庁外を問わず、所管課では不要であっても、他課では必要とする備品があり

得るので、備品廃棄に際し、財産監理課と協議の上備品の有効活用を要望する。

○公共施設等においては、市民の安心安全な利活用が求められることから、老朽化したもの及び耐用年数が経過したものは、すみやかに予算要求し、更新購入を要望する。

最後に、例年申し上げている事項ではあるが、職員におかれては、備品は地方公共団体公会計制度での資産価値を有するものであることを十分に認識されるとともに、市民と共有の財産であるとの意識をもって管理にあたられるよう強く望むものである。